

太田市認知症カフェ（オレンジカフェ「おおたん」）登録事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりに寄与し、認知症の人の介護者の精神的負担の軽減及び地域における認知症に関する知識の普及啓発を図るための 太田市認知症カフェ（オレンジカフェ「おおたん」）登録事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「認知症カフェ」とは、認知症の人及びその家族、地域住民、認知症に関し専門的な知識を有する者等の誰もが気軽に参加できる集いの場であって、次の各号のいずれかの活動を行うものをいう。

- (1) 認知症の人及びその家族同士の交流及び情報交換
- (2) 認知症の人の家族の介護負担の軽減
- (3) 認知症状の悪化の予防
- (4) 認知症に関する知識の普及啓発

2 この要綱においてオレンジカフェ「おおたん」とは、認知症カフェのうち、次条に定める登録要件を満たすものをいう。

（登録要件）

第3条 登録の対象となる認知症カフェは、次の各号に掲げるいずれの要件も満たす認知症カフェとする。

- (1) 参加者を限定しないで開催するものであること。
- (2) 複数の人が同時に過ごすことができる十分なスペースを確保できること。
- (3) 原則として月1回以上市内で開催し、1回当たりの活動時間が1時間以上とすること。
- (4) 登録を受けてから2年間、継続した開催が見込まれること。
- (5) 専門家（認知症に関する相談に対応できる者であって、医師、看護師、保健師、作業療法士その他の医療関係者及び介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士その他の介護・社会福祉関係者をいう。）が1人以上参加すること。
- (6) 認知症地域支援推進員、地域包括支援センター、介護サービス事業所、地域の関係者等と連携を図るとともに、市民ボランティア（認知症サポーター及び市民等）の積極的な参加を促進すること。
- (7) 営利活動、宗教活動及び政治活動への勧誘並びに商品等の契約及び販売を行わないこと。ただし、認知症カフェの参加者による当日の飲食に係る実費負担は可能とする。

(8) 開催する団体等が、太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号）に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。

（登録申請）

第4条 オレンジカフェ「おおたん」の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) オレンジカフェ「おおたん」登録申請書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（登録の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、オレンジカフェ「おおたん」登録決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（支援内容）

第6条 市長は、オレンジカフェ「おおたん」の登録を受けた者（以下「運営者」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 運営者が行う認知症カフェの広報に関すること。
- (2) 市の認知症関連施策の情報提供及び啓発資料等の提供に関すること。
- (3) 運営者からの相談に対する助言に関すること。
- (4) その他市長が特に必要と認めること。

（個人情報の保護）

第7条 運営者は、オレンジカフェ「おおたん」開催に当たって知り得た個人情報の管理、参加者のプライバシーの尊重、保護等について万全を期すこととし、認知症カフェの開催以外の目的に使用しないこと。

（留意事項）

第8条 運営者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 参加費を徴するときは、食材費等の実費負担に限るものとし、参加者に理解を得ること。
- (2) 事故防止、衛生管理、感染症予防その他安全な運営に努め、運営中の事故及び苦情に関する責任は運営者が負うこと。

（変更の届出）

第9条 運営者は、オレンジカフェ「おおたん」登録申請書に記載された内容に変更があるときは、直ちに、オレンジカフェ「おおたん」登録変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(登録の廃止等)

第10条 運営者は、オレンジカフェ「おおたん」の登録を廃止しようとするときは、オレンジカフェ「おおたん」登録廃止届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第11条 市長は、運営団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する登録要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録の決定を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消すことを決定したときは、オレンジカフェ「おおたん」登録取消し通知書(様式第5号)により、当該団体に通知しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。